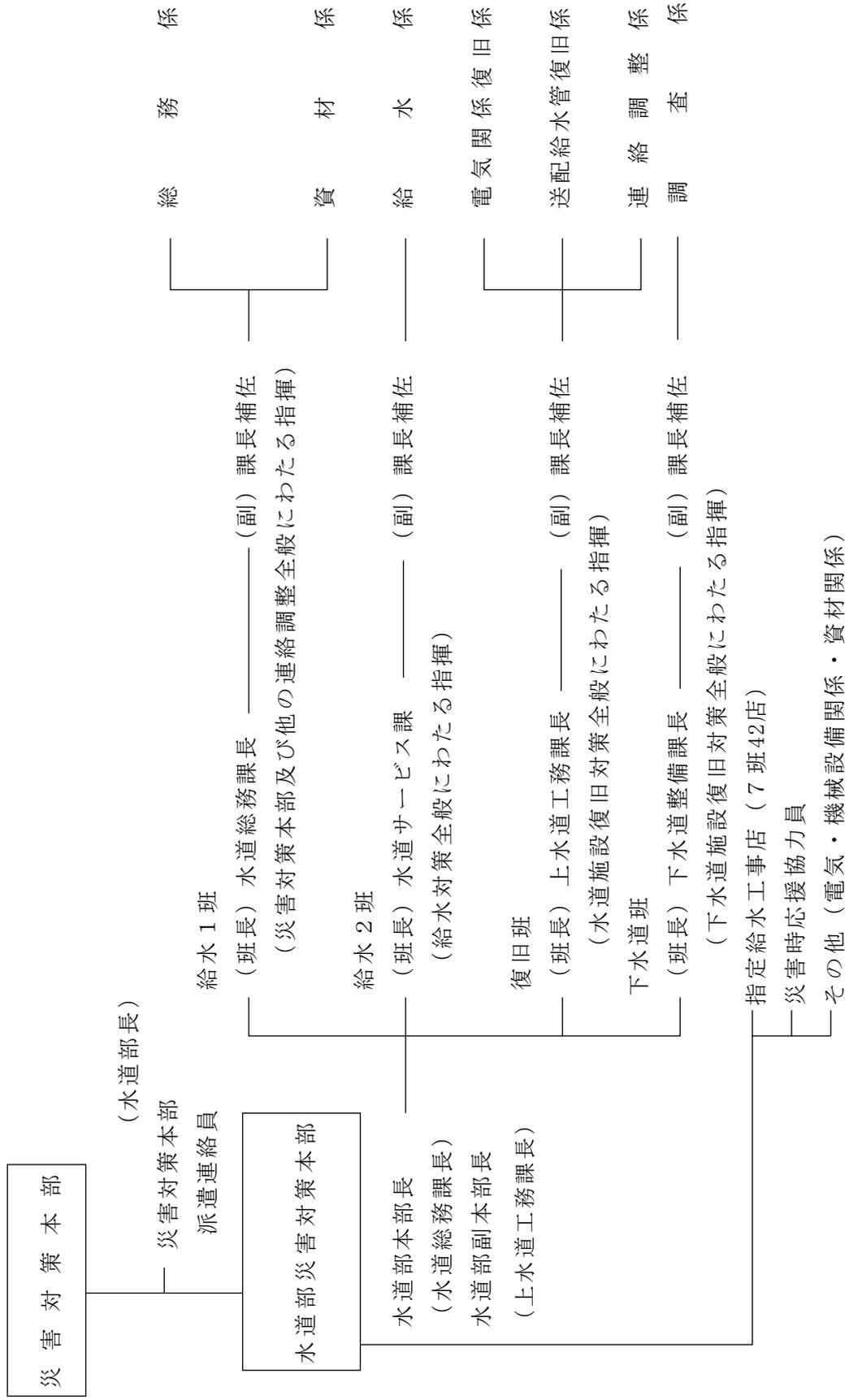


1-(2) 各部組織

水道部 災害対策本部 組織表



水道部災害対策本部事務分掌

1. 給水1班

- ① 総務係 情報の収集・整理、他係との連絡調整等の取りまとめに当たる。
- ② 資材係 迅速なる復旧資材の調達の万全を図る

2. 給水2班

- ① 給水係 市民1人1日3ℓの飲料水の確保を目標とする応急給水活動を行う。

3. 復旧班

① 電気関係復旧係

給水必要量を確保するため、発震後、直ちに次の点検、調査を実施する。

- (1) 次亜塩素酸ソーダ漏洩の有無の確認及び処理
- (2) 停電の有無、復電の見込の確認（東電）
- (3) 自家発電装置の運転の有無
- (4) 受電、変電装置の異常の確認
- (5) その他、機械電気関係の総合的確認
- (6) 配水池貯水量の確認
- (7) 流出バルブの閉栓作業の実施
- (8) 災害発生後の被害調査及び連絡は次による
 - ア 東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社
 - イ 東京電力パワーグリッド(株)伊豆支社
 - ウ 泉水源地電気設備の被害調査
 - エ 滅菌設備及びポンプ設備被害調査
 - オ 本部との連絡報告（送水管理センター所長）

② 送配給水管復旧係

- (1) 現地被害調査
 - 災害発生後、復旧班は直ちに送配水管路を点検・調査し、被害の状況を把握する。
- (2) 仮復旧道路の指定
 - 避難地までの仮設配管の布設を実施するため、仮復旧道路の指定を道路管理者と協議し決定する。
- (3) 復旧工事用機材の準備
 - 復旧工事用の車両、機械及び工具類は、速やかに手配し、作業に支障がないようにする。

(4) 復旧作業

対策本部の指示に基づいて作業を開始する。

復旧作業に着手する前に、送配水管路の弁栓類の閉栓作業を実施する。

ア 導送水管の復旧

復旧作業は水源より配水池に至る導送水管の復旧を優先する。

イ 主要配水管の復旧

配水管については、その重要度、被害の程度、復旧作業の能力等を考慮した上で、その方法等を決定し、復旧に際しては、特別給水拠点(仮設病棟、仮設救護所を含む医療機関、防災拠点)に通ずる管路を最優先し、次いで一般給水拠点に通ずる管路を復旧するものとする。

また、主要配水管が通水次第、必要に応じて消火栓より仮給水を実施する。

ウ 仮復旧

応急復旧に際しては、既設管の復旧に重点を置くか、仮設管を布設するかについては被害の状況、作業の難易、復旧能力等によって決定するものであるが、仮設管を布設することが得策である場合は、これを実施し供用により給水する。

エ 配水管の復旧

主要配水管の復旧が完了しだい順次配水管の復旧に着手する。

オ 水質の保全

給水を開始する際には水質の保全に留意し、管内の清掃及び塩素類に留意し、末端残留塩素量は0.1 mg/l 以上にする。

カ 復旧作業の連絡調整

復旧作業についての指定給水工事店への監督指導を行う。応急復旧は、関係者を地区割して行うが、相互の応援が必要な場合は調整を行う。

③ 連絡調整係

ア 被害現場、電気関係復旧係、送配給水管復旧係との無線連絡に当たる。

イ その他、復旧作業に必要な事項について連絡をとる。

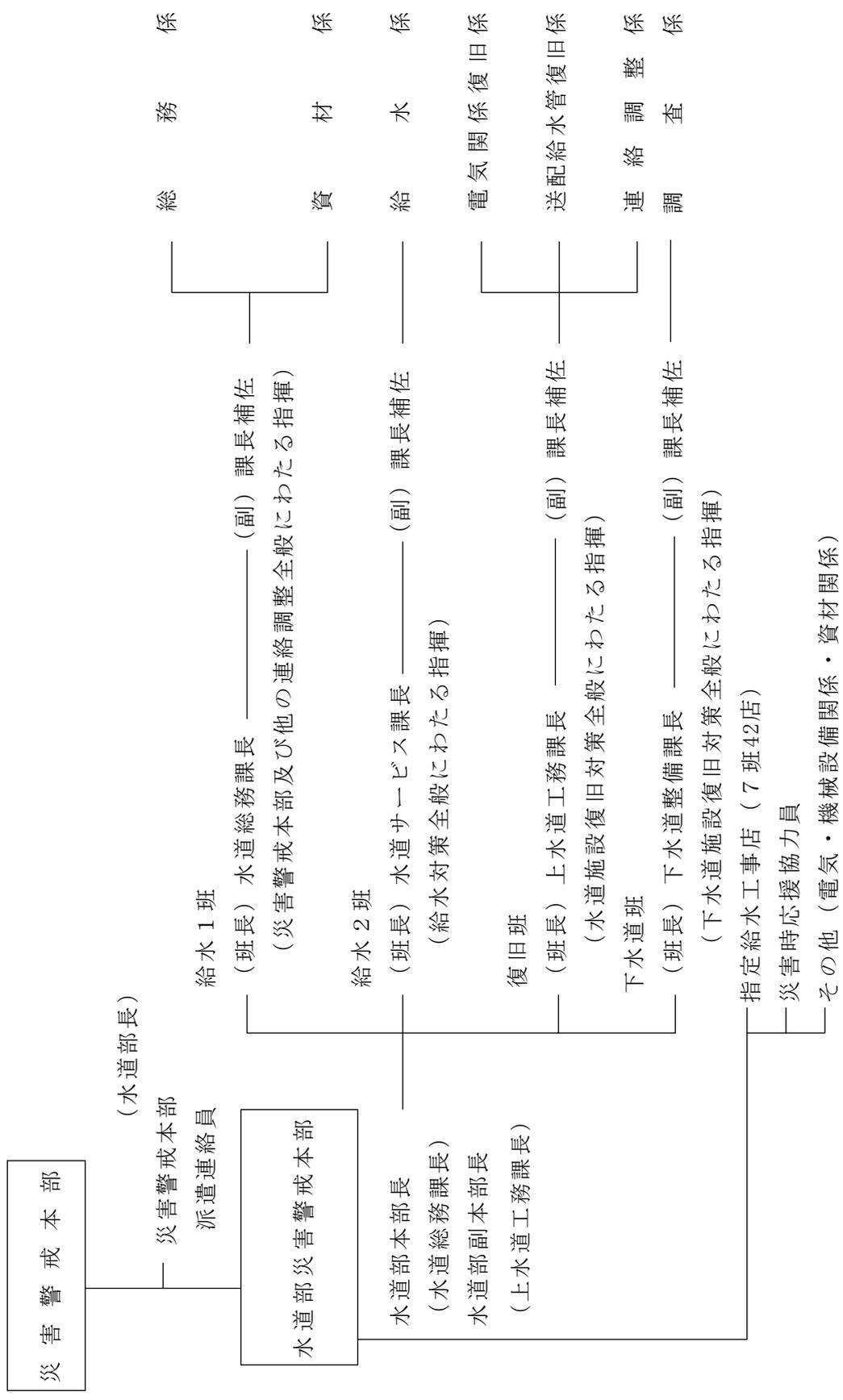
ウ 給水班の資材係と連絡を保つこと。

4. 下水道班

下水道施設の保安のため次の業務を行う。

(1) 下水道施設の点検及び確認に関する事項。

水道部地震災害警戒本部組織表



水道部地震災害警戒本部事務分掌

1. 給水1班

初動体制の円滑化を図るため、次の業務を行う。

- ① 災害警戒本部及び他班との連絡調整、情報の収集・整理・報告に関すること。
- ② 応急対策実施状況の記録及び報告に関すること。（災害警戒本部、県水道担当）
- ③ 災害警戒本部、他市町村等への応援要請及び受入れに伴う業務の実施に関すること。
- ④ 指定給水工事店協同組合に対する協力要請に関すること。
- ⑤ 水道部備蓄資材の確認に関すること。
- ⑥ 復旧班との連絡調整に関すること。
- ⑦ その他、他係に属しないこと及び係間の連絡調整に関すること。

2. 給水2班

給水体制の円滑化を図るため、次の業務を行う。

- ① 応急給水用車両、給水機器等の点検及び確認に関すること。
- ② 市民及び自主防災組織への広報に関すること。
- ③ 給水車等への水の貯水に関すること。
- ④ その他給水作業全般にわたる業務の推進に関すること。

3. 復旧班

水道施設の保安及び水の確保のため次の業務を行う。

- ① 配水池への貯水量の確保に関すること。
- ② 緊急遮断弁、自家発電装置等の点検、確認に関すること。
- ③ 管末残留塩素量0.1 mg/ℓ以上の確保に関すること。
- ④ 復旧作業用車両、機器等の点検及び確認に関すること。
- ⑤ 資材係の職務協力に関すること。
- ⑥ 水道部警戒本部内無線基地局の送受信に関すること。
- ⑦ 無線機器及び無線用予備電源装置の点検及び確認に関すること。
- ⑧ その他、他係に属しないこと及び係間の連絡調整に関すること。

4. 下水道班

下水道施設の保安のため次の業務を行う。

- ① 下水道施設の点検及び確認に関すること。

5. 災害警戒本部連絡員

- ① 水道部に係る情報の収集に関すること。
- ② 地震災害警戒本部との連絡調整に関すること。

公益社団法人日本水道協会静岡県支部災害時相互応援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人日本水道協会静岡県支部（以下「県支部」という。）の正会員（以下「会員」という。）が、災害等により水道施設に被害が生じた場合における、住民への応急給水と施設の応急復旧のための相互応援（以下「応援活動」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害等の定義)

第2条 この要綱において「災害等」とは、地震、風水害及び渇水等の自然災害、水道施設事故、水質事故等に起因する水道の断滅水により正常な給水が行えなくなる事態をいう。

(組織及び相互応援体制)

第3条 県支部長は、県支部内で災害等が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、県支部内の情報収集及び相互応援に係る総合調整、公益社団法人日本水道協会、公益社団法人日本水道協会中部地方支部及び静岡県等との連絡調整を目的として、県支部災害対策本部を設置することができる。

- 2 災害等が発生した場合において、会員は、被災会員に対する応援活動について、相互に協力するものとする。
- 3 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。
- 4 県支部内を東部、中部、西部の3ブロックに分けることとし、各ブロックの代表都市は次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 東部ブロック 沼津市
 - (2) 中部ブロック 静岡市
 - (3) 西部ブロック 浜松市
- 5 前項に規定するブロック代表都市は、災害時のブロック内の被害状況のとりまとめ、県支部災害対策本部への報告、第5条に規定する応援要請の調整等を行うものとする。
- 6 各ブロック代表都市は、ブロック内で災害等が発生した場合において、必要と認めるときは、調査隊を派遣することができる。
- 7 公益社団法人日本水道協会中部地方支部から県支部長に公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領第2条第5項に基づく調査隊の派遣要請があった場合は、ブロック代表都市間で協議して決定する。

(県支部長の代理)

第4条 県支部長都市の代理については、公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に基づく協定に準じるものとする。

(応援の要請)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 各会員は、ブロック代表都市に応援要請の調整を依頼することができる。
- (2) ブロック代表都市は、必要と認める場合には調査隊の派遣等により、被害状況の把握等に努めるものとする。
- (3) ブロック代表都市は、被災事業者からの要請内容及び前号の調査隊からの報告等に基づき、ブロック内の他の会員に応援要請の調整を依頼し、さらに必要と認めるときは、県支部長に応援要請の調整を依頼することができる。
- (4) 県支部長は、県内の他のブロック代表都市に応援要請の調整を依頼し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会中部地方支部へ応援要請の調整を依頼することができる。
- (5) 県支部長都市が被災した場合は、第3条で規定した各ブロックの代表都市間で協議し相互応援体制を確立する。

2 応援を要請するときは、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにして、口頭、電話、FAX又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日すみやかに被災に伴う応援活動の要請(様式第1号)を文書により要請先まで提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援内容)

第6条 応援内容は、原則として被災会員の応急給水及び応急復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 応援活動の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 非常用発電設備等の運転に必要な燃料の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援活動)

第7条 応援活動の作業期間は、被災会員と応援会員とが被災状況を勘案し、協議して定めるものとする。

2 各会員は、被災会員から要請があったときは、その応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(応援職員の派遣)

- 第8条 各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工具、衣類、食料及びその他日用品並びに野外で宿営できるよう、テント、寝袋、携帯電灯等を携行させるよう努めるものとする。
- 2 応援職員は、応援会員名を表示する腕章等の標識を着用するものとする。

(応援職員の受入)

- 第9条 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、各会員は、応援職員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を定めておくものとする。

(中継正会員等)

- 第10条 県支部長は、応援活動を行うため必要と認める場合、応援会員等の移動補助を目的とした活動を行う正会員等を、関係するブロック代表都市と協議の上、定めることができるものとする。

(支援拠点正会員等)

- 第11条 県支部長は、応援活動の長期化が見込まれる場合等に、効率的な応援体制の構築を実現することを目的とした活動を行う正会員等を、関係するブロック代表都市と協議の上、定めることができるものとする。

(応援に要する費用負担の原則)

- 第12条 この要綱に基づく応援に要する費用の負担については、被災会員が負担することを原則として、応援会員と被災会員とが協議して定めるものとする。
- 2 被災会員が負担すべき費用であっても被災会員が当該費用を支弁する余裕が無い場合は、応援会員が一時繰替支弁するものとする。
- 3 応援に要する費用負担の原則については、次の各号及び次表に定めるところによる。
- (1) 応援会員が派遣する職員に係る人件費は、応援会員が負担するものとする。
- ただし、旅費及び諸手当（調整手当等応援の有無に関らず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下同じ。）については、当該職員を派遣した会員の規定により算出した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内において、被災会員が負担する。
- (2) 応援会員の職員が応援活動に係る業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合における治療費は、被災会員の負担とする。
- (3) 応援会員の職員の被災地での宿泊や食料にかかる経費については、被災会員の負担とする。ただし、それを補完する目的で応援会員の職員が携行する食料や生活用品等については、応援会員の負担とする。
- (4) 応援会員の職員とともに応援に従事する業者等の派遣に要する経費は、被災会員の負担とし、応援会員の算定基準による。
- (5) 応援会員の職員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合には被災会員が、被災地への往復途中に生じたものについては、応援会員がその賠償の責に任じる。
- (6) 法令上特別の定めその他の定めにより、応援会員に対して応援に要した費用につ

いて国、地方公共団体等から補填があった場合は、その補填額を被災会員の負担額から控除する。

- (7) ブロック代表都市が第3条第6項の規定に基づき調査隊を派遣した場合に要した旅費等の実費相当額は、日本水道協会静岡県支部にて負担するものとする。
- (8) 調査隊が、中部地方支部の調査隊を兼ねる場合の費用負担については、中部地方支部長と協議のうえ決定する。

区 分	被災会員が負担すべき費用	応援会員が負担すべき費用
人 件 費 等	超過勤務手当、深夜勤務手当、 特殊勤務手当、管理職員特別勤 務手当、旅費（日当を含む。）	給料、調整手当等基本的な手当
材 料 費	継ぎ手、直管等	
請 負 工 事 代 金	請負工事代金	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン及び軽油）、 修理費、賃借料、輸送料	
滞 在 費 用	食料費（弁当）、 宿泊料（仮設ハウス設置費用）	携行する食料費、携行する寝袋、 テント等に要する費用、被服費 （防寒着・貸与被服のない職員 分及びクリーニング代）、生活用 品その他福利厚生費
そ の 他 事 務 費 等	写真代（工事確認用）、作業用消 耗品に要する費用、電話料金（テ レホンカード・FAX等含む）、 トランシーバー、消火器、地図 等に要する費用、コピー代	写真代（記録・広報用）事務用 品（左欄に掲げるものを除く。）
補 償 関 係	応援職員の傷病に対する応急的 な治療費、第三者に対する損害 補償金の負担（応援作業中）	応援職員の災害補償費（出張中 の公務災害）、第三者に対する損 害補償金の負担（往復途上）

（会員以外の市町村への応援）

第13条 会員以外の市町村から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。

（連絡担当者名簿等の報告）

第14条 各会員は、災害時の連絡担当者について毎年4月1日現在で災害時連絡表（様式第2号）を作成し、4月末日までに県支部長に報告するものとする。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱の定めによりがたいと認める事項については、その都度、県支部役員会で協議して定める。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 29 日から施行する。

清掃プラント・衛生プラント・最終処分場の応急対策組織表

係 名	業 務						
総 括 係 (共 通)	1 各施設の状況の把握及び調整。 2 職員等の緊急避難を指示する。						
連 絡 係 (共 通)	1 職員を非常招集連絡網により動員する。 2 テレビ等により、外部情報を積極的に収集する。 3 災害対策本部等、外部機関との連絡にあたりとともに、機器メーカーに応援依頼等の連絡をする。						
応 急 対 策 係 (共 通)	1 施設の運転停止等に必要な措置を実施する。 2 消火器、消火栓、消火ホースの点検、整備、作動状況の確認をする。 3 非常用電源の点検、整備、作動状況の確認をする。 4 各資機材及び工具類の点検、整備をする。 5 必要な箇所への応急工事を施工する。 6 各措置実施完了後又は実施困難な場合には統括係に報告する。						
個 別	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">清掃プラント</td> <td>○操業中の機器を全て停止する。特にボイラー設備については十分に安全を確保するための措置をする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">衛生プラント</td> <td>○脱水機、乾燥機の停止等必要な措置をする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">最終処分場</td> <td> ○浸出液処理施設の脱水機の停止等必要な措置をする。 ○車両を屋外に出し、カギを付けたままエンジンを停止する。 </td> </tr> </table>	清掃プラント	○操業中の機器を全て停止する。特にボイラー設備については十分に安全を確保するための措置をする。	衛生プラント	○脱水機、乾燥機の停止等必要な措置をする。	最終処分場	○浸出液処理施設の脱水機の停止等必要な措置をする。 ○車両を屋外に出し、カギを付けたままエンジンを停止する。
清掃プラント	○操業中の機器を全て停止する。特にボイラー設備については十分に安全を確保するための措置をする。						
衛生プラント	○脱水機、乾燥機の停止等必要な措置をする。						
最終処分場	○浸出液処理施設の脱水機の停止等必要な措置をする。 ○車両を屋外に出し、カギを付けたままエンジンを停止する。						

保 育 所 (園) ・ 認 定 こ ど も 園 ・ 幼 稚 園 ・ 学 校 一 覧 表

〔市立保育所〕

令和6年4月1日現在

	保育所名	所在地	定 員	電 話
1	西 浦 保 育 所	沼津市西浦平沢200-29	60	942-2059
2	北 部 保 育 所	沼津市高沢町13-28	150	921-7537
3	大 平 保 育 所	沼津市大平1677	60	931-1218
4	金 岡 保 育 所	沼津市沼北町一丁目5-15	160	923-0383
5	大 岡 保 育 所	沼津市大岡1901-1	120	924-0170
6	と き わ 保 育 所	沼津市本字千本1906-4	90	963-4694
合 計			640	

〔私立保育園〕

令和6年4月1日現在

	保育園名	所在地	定 員	電 話
1	永 明 保 育 園	沼津市幸町55	90	951-4584
2	恵 愛 保 育 園	沼津市吉田町4-10	90	931-4906
3	霊 山 保 育 園	沼津市本郷町25-37	60	931-1261
4	岳 東 保 育 園	沼津市大岡2468-1	150	921-4785
5	静 浦 保 育 園	沼津市馬込164-1	30	931-3378
6	愛 鷹 保 育 園	沼津市西椎路608	150	968-2500
7	か び ら ば す 保 育 園	沼津市下香貫牛臥3058	60	931-1827
8	青 葉 保 育 園	沼津市獅子浜51	30	955-8001
9	天 神 保 育 園	沼津市原120	60	966-2667
10	み く に 保 育 園	沼津市桃里317-2	50	966-0221
11	大 泉 保 育 園	沼津市井出738-1	40	967-0170
12	浮 島 保 育 園	沼津市平沼625	50	966-2139
13	い ず み 保 育 園	沼津市東熊堂115	120	925-4545
14	か ぬ き 保 育 園	沼津市中瀬町25-11	60	932-6217
15	光 長 保 育 園	沼津市岡宮1033-1	130	922-8610
16	ま い と り や 保 育 園	沼津市原1702-2	80	967-2550
17	小 百 合 保 育 園	沼津市本郷町10-5	78	931-5504
18	多 比 保 育 園	沼津市多比398-1	30	939-0741
19	青 空 保 育 園	沼津市小諏訪15-1	120	926-9200
20	し ん あ い 保 育 園	沼津市下香貫宮原276-1	120	943-6031
21	丘 の 上 保 育 園	沼津市大岡4075-4	80	941-5731
合 計			1,678	

〔市立認定こども園〕

令和6年4月1日現在

学校名	所在地	学級数	教職員数	園児数	電話/FAX
1 戸田こども園	沼津市戸田1031-1	3	13	16	0558-94-2303 0558-94-3099

〔私立認定こども園〕

令和6年4月1日現在

認定こども園名	所在地	学級数	教職員数	園児数	電話
1 認定こども園しょうえい幼稚園	沼津市大塚812-2	3	32	111	967-4521
2 認定こども園片浜桜	(ナーサリールーム) 沼津市今沢680-4 (プレスクール) 沼津市今沢65	5	33	131	(ナーサリールーム) 966-5351 (プレスクール) 966-6349
3 認定こども園中央幼稚園	沼津市幸町23-3	6	21	109	951-6694
4 原町幼稚園	沼津市原199-1	6	22	78	966-7338
5 認定こども園杉浦学園	沼津市柳沢307(北園舎) 沼津市柳沢222(南園舎)	9	60	212	955-5511 967-4188
6 認定こども園こずわ幼稚園	沼津市小諏訪217	3	28	98	963-0721
7 認定こども園春の木幼稚園	沼津市東椎路1547-1	4	25	86	923-5445
8 耕雲寺幼稚園	沼津市大岡1092	7	22	113	951-3075
9 第二耕雲寺幼稚園	沼津市大岡2242-14	4	18	85	923-3911
10 沼津聖マリア幼稚園	沼津市本郷町18-31	4	10	82	932-9911
11 認定こども園沼津学園第一幼稚園	沼津市寿町16-40	10	21	234	921-8140
12 象山幼稚園	沼津市志下72-1	8	24	151	931-3426
合計		69	316	1,490	

〔市立幼稚園〕

令和6年4月1日現在

学校名	所在地	学級数	教職員数	園児数	電話/FAX
1 大平幼稚園	沼津市大平2205-1	3	6	16	932-2080 932-2780

〔私立幼稚園〕

令和6年4月1日現在

学校名	所在地	学級数	教職員数	園児数	電話
1 ルンビニ幼稚園	沼津市千本緑町2-7	5	8	16	962-1710
2 四恩幼稚園	沼津市三芳町3-14	3	11	40	963-7538
3 愛鷹幼稚園	沼津市西椎路610-2	7	19	146	966-2500
4 沼津学園第二幼稚園	沼津市大岡3227-1	6	12	166	923-8850
5 加藤学園幼稚園	沼津市大岡1979	12	26	241	921-4805
6 沼津あすなろ幼稚園	沼津市西沢田244-2	6	11	87	922-8507
7 双葉幼稚園	沼津市下香貫柿原2843-1	4	11	38	933-1835
8 光長寺幼稚園	沼津市岡宮1052-5	7	23	147	921-4213
9 沼津梅花幼稚園	沼津市本郷町23-9	6	15	115	931-6146
合計		56	136	996	

〔市立小学校〕

令和6年4月1日現在

学校名		所在地	学級数	教職員数	児童数	電話/FAX
1	第一小学校	沼津市八幡町65番地の1	12	26	235	962-0351 962-0321
2	第二小学校	沼津市常盤町2丁目32番地	6	25	109	962-0352 962-9533
3	第三小学校	沼津市下香貫下障子3157番地の2	12	21	267	931-0353 931-0352
4	第四小学校	沼津市御幸町4番1号	18	43	429	931-0354 931-0367
5	第五小学校	沼津市米山町9番1号	14	36	367	921-0355 921-0356
6	開北小学校	沼津市高沢町17番1号	13	35	338	921-4041 921-4042
7	千本小学校	沼津市本字千本1910番地の19	6	20	56	962-0356 962-5408
8	片浜小学校	沼津市大諏訪41番地	14	30	313	962-0357 951-1483
9	金岡小学校	沼津市江原町3番1号	26	40	655	921-1371 921-1370
10	大岡小学校	沼津市大岡2358番地	16	33	404	921-1885 921-1991
11	静浦小中一貫学校 (静浦小学校)	沼津市獅子浜17番地	8	28	125	931-3017 931-3672
12	愛鷹小学校	沼津市西椎路673番地の1	19	47	575	966-4244 966-4257
13	大平小学校	沼津市大平2200番地	7	19	147	931-5020 931-5454
14	長井崎小中一貫学校 (長井崎小学校)	沼津市内浦重須453番地	6	23	62	941-3111 941-3112
15	原小学校	沼津市原1200番地	21	40	496	966-0034 966-0040
16	浮島小学校	沼津市平沼811番地	7	19	196	966-2004 966-2549
17	香貫小学校	沼津市下香貫猪沼986番地	16	33	430	931-1234 931-1233
18	門池小学校	沼津市岡一色88番地の2	31	53	874	922-1481 922-1482
19	今沢小学校	沼津市東原字榎田通76番地の1	18	33	327	966-5522 966-5523
20	沢田小学校	沼津市中沢田字円丸715番地	12	29	302	924-0161 924-0162
21	原東小学校	沼津市大塚814番地の1	7	26	198	967-1213 967-1214
22	大岡南小学校	沼津市大岡字原田1312番地	16	37	435	962-0355 962-7644
23	戸田小中一貫学校 (戸田小学校)	沼津市戸田883番地の1	6	26	32	0558-94-3028 0558-94-3841
合 計			311	722	7,372	

〔私立小学校〕

令和6年4月1日現在

学校名	所在地	学級数	教職員数	児童数	電 話
加藤学園暁秀初等学校	沼津市大岡1979	19	58	510	922-0720

〔市立中学校〕

令和6年4月1日現在

学校名		所在地	学級数	教職員数	生徒数	電話／FAX
1	第一中学校	沼津市丸子町692番地の1	7	23	141	962-1551 962-1541
2	第二中学校	沼津市本字千本1910番地の19	4	17	96	962-1552 962-2118
3	第三中学校	沼津市下香貫木ノ宮888番地	16	32	432	931-1553 931-1552
4	第四中学校	沼津市本郷町24番1号	10	26	245	931-1554 931-1586
5	第五中学校	沼津市五月町15番1号	13	33	409	921-1555 921-4099
6	片浜中学校	沼津市小諏訪180番地	7	22	180	962-1556 962-1730
7	金岡中学校	沼津市神田町4番1号	20	42	530	921-1558 921-1990
8	大岡中学校	沼津市大岡2110番地	15	37	430	921-1557 921-2622
9	静浦小中一貫学校 (静浦中学校)	沼津市獅子浜17番地	4	32	81	931-3017 931-3672
10	愛鷹中学校	沼津市西椎路733番地	9	29	284	966-4229 966-4271
11	大平中学校	沼津市大平1144番地	3	19	72	931-5021 931-5029
12	長井崎小中一貫学校 (長井崎中学校)	沼津市内浦重須453番地	3	27	54	941-3111 941-3112
13	原中学校	沼津市原576番地	13	30	334	966-0138 966-1612
14	浮島中学校	沼津市平沼849番地	3	18	96	966-2040 967-1404
15	今沢中学校	沼津市東原字下方通289番地の1	13	36	237	966-9981 966-9982
16	門池中学校	沼津市岡一色657番地の1	14	30	387	923-3900 923-3963
17	市立高中等部	沼津市三枚橋字鐘突免673番地	6	34	240	924-8000 921-7313
18	戸田小中一貫学校 (戸田中学校)	沼津市戸田883番地の1	4	27	28	0558-94-3028 0558-94-3841
合 計			164	514	4,276	

〔私立中学校〕

令和6年4月1日現在

学校名		所在地	学級数	教職員数	生徒数	電 話
1	加藤学園暁秀中学校	沼津市岡宮1361-1	12	60	307	924-1900

〔市立高等学校〕

令和6年4月1日現在

学校名	所在地	学級数	教職員数	生徒数	電話/FAX
1 沼津高等学校	沼津市三枚橋字鐘突免673	15	81	600	921-0805 921-7313

〔県立高等学校〕

令和6年4月1日現在

学校名	所在地	学級数	教員数	生徒数	電話
1 沼津東高等学校	沼津市岡宮812	21	67	848	921-0341
2 沼津城北高等学校	沼津市岡一色875	9	32	324	921-0344
3 沼津工業高等学校	沼津市下香貫八重129-1	全日 15 定時 4	63 19	497 39	931-0343
4 沼津西高等学校	沼津市本字千本1910-9	16	75	570	962-0345
合計		65	256	2,278	

〔私立高等学校〕

令和6年4月1日現在

学校名	所在地	学級数	教員数	生徒数	電話
1 沼津中央高等学校	沼津市杉崎町11-20	19	51	623	921-0346
2 飛龍高等学校	沼津市東熊堂491	44	127	1,084	921-7942
3 桐陽高等学校	沼津市高島本町8-52	35	83	1,099	921-0096
4 加藤学園高等学校	沼津市大岡1979	45	116	1,347	921-0347
5 加藤学園暁秀高等学校	沼津市岡宮1361-1	17	80	393	924-1900
6 誠恵高等学校	沼津市沼北町2丁目9-12	20	49	681	921-5088
合計		180	506	5,227	

〔県立特別支援学校〕

令和6年4月1日現在

学校名	所在地	学級数	教員数	生徒数	電話
1 沼津視覚特別支援学校	沼津市米山町6-20	11	35	22	921-2099
2 沼津聴覚特別支援学校	沼津市泉町4-1	15	48	31	921-3398
3 沼津特別支援学校	沼津市大塚823-1	52	106	217	966-0980
4 愛鷹分校	沼津市岡一色875	6	19	52	943-5177
合計		84	208	322	

〔国立高等専門学校〕

令和6年4月1日現在

学校名	所在地	学級数	教員数	生徒数	電話
1 沼津工業高等専門学校	沼津市大岡3599	本科25 専攻科2	112 46	1,016 64	921-2700